

行動計画の見直しに関する協議事項等

◆行動計画改訂に向けて協議すべき事項

(1) ブロック内連携と重複する役割を持つ別の支援スキームとの棲み分けについて

現行案の課題	① 「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」など、協定等に基づく別の支援スキームで、ブロック内連携と重複する支援（マッチング）が行われる可能性がある。
協議内容	→別の支援スキームとブロック内連携で重複する役割を、どのように棲み分けを行うか。または一本化していくか。

(2) ブロック内連携体制について

現行案の課題	② 広域連携チームが被災県に参集することは、受け入れる被災県側の負担増につながりかねない。
協議内容	→被災県に参集しない形式での支援の在り方も検討してはどうか。

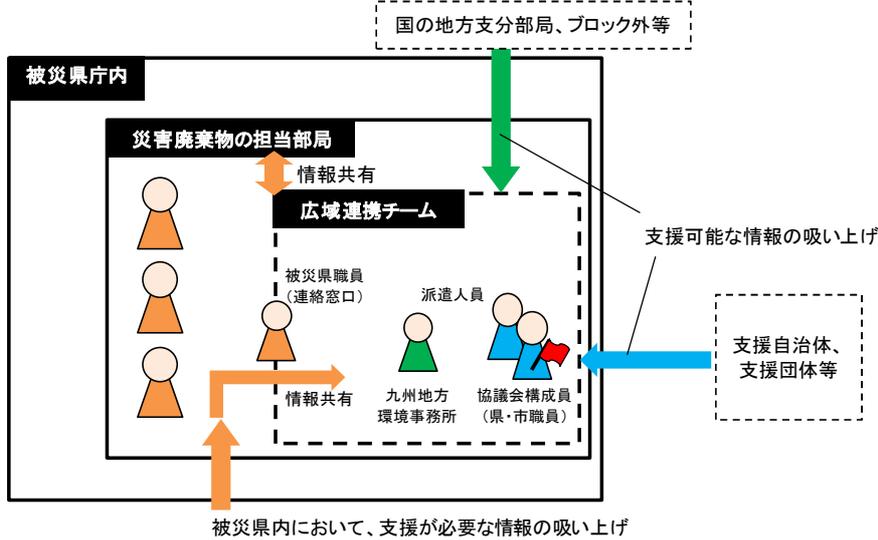
現行案の課題	③ 九州地方環境事務所は、別途被災県との連携調整や技術支援、環境本省、D. Waste-Net への対応等があり、九州ブロック協議会（構成員）による連携の指揮まで十分に対応が及ばないおそれがある。
協議内容	→構成員のみによってブロック内連携体制が構築されるようなスキームとしてはどうか。

(3) ブロック内連携において取り扱う情報の範囲について

現行案の課題	④ ブロック内連携において支援・受援のマッチングを行う際に、取り扱う情報量及び関係先が非常に多岐にわたる。
協議内容	→民間事業者の情報まで含めて集約・マッチングを行うか。

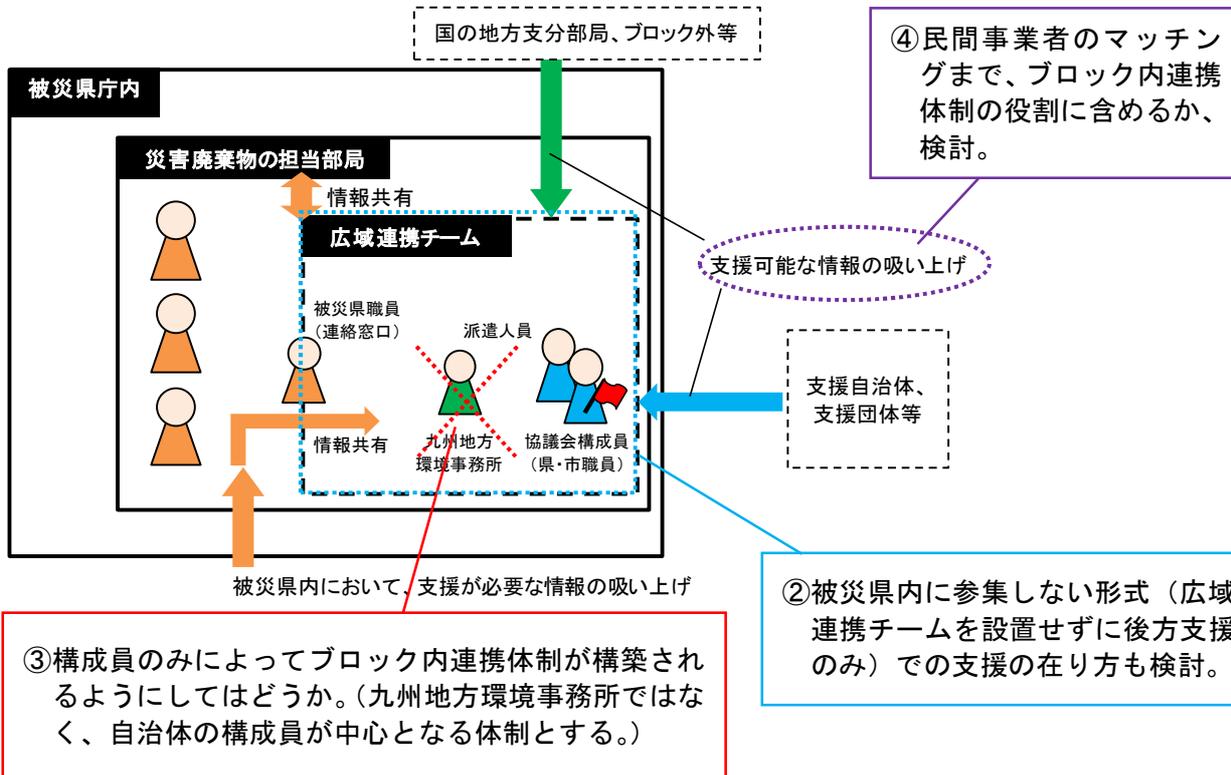
「大規模災害発生時における九州ブロック災害廃棄物対策行動計画（令和3年度時点改訂中）」のブロック内連携のイメージ【行動計画 P19 図 5-3-3】と、行動計画改訂に向けた課題・検討事項

◆「令和3年度時点改訂中」に掲載している図（現行の内容。以下、「現行計画」という。）



◆検討箇所のイメージ

①別の重複する支援スキームとの役割分担をどうするか、検討。
（一本化するか、併用するか。）



(1) ブロック内連携と重複する役割を持つ別の支援スキームとの棲み分けについて

協議内容①	別の支援スキームとブロック内連携で重複する役割を、どのように棲み分けを行うか。または一本化していくか。
検討事項	<p>下記 1-1、1-2 に関する対応の方向性を検討する。</p> <p>1-1. ブロック協議会による支援体制がすでに動いており、別スキームで役割が重複する支援活動が行われている（行われようとしている）場合、どうするか。</p> <p>案 1-1-1：先行して動いているブロック内連携を優先して対応。 → 協議会側の支援スキームへ一本化。（ブロック内連携側で引き取る）</p> <p>案 1-1-2：すでに支援要請を受けている分までブロック内連携で対応。 → 以降は別の支援スキームへ一本化。（ブロック内連携は終了する）</p> <p>案 1-1-3：すでに支援要請を受けている分も含め別の支援スキームへ情報を渡す。 → 即座に別の支援スキームへ一本化。（ブロック内連携は終了する）</p> <p>案 1-1-4：各支援スキームに集まる情報に基づき、各々独自に対応。 → 双方の体制に基づく支援を継続する。各々の支援スキームで、支援要請や実施しようとしている支援が重複していることが分かった場合、マッチングを行っている構成員の判断により、いずれか一方のマッチングを取り下げるよう調整する。 （ブロック内連携と別の支援スキームを共存する。） 別の支援スキームの調整窓口との情報共有体制構築が必要。）</p> <p>1-2. ブロック協議会による支援体制がまだ動いておらず、別スキームで役割が重複する支援活動がすでに行われている場合、どうするか。</p> <p>案 1-2-1：先行している別の支援スキームを優先する。 → 別の支援スキームへ一本化。（ブロック内連携は終了する）</p> <p>案 1-2-2：災害廃棄物に関する支援対応は、ブロック内連携を優先して対応。 → 協議会側の支援スキームへ一本化。（ブロック内連携側で引き取る）</p> <p>案 1-2-3：各支援スキームに集まる情報に基づき、各々独自に対応。 → 別の支援スキームの主体（調整窓口）に対し、ブロック内連携に基づく支援も実施することを、当該支援構成員から断りを入れた上で、双方の体制に基づく支援を継続する。各々の支援スキームで、支援要請や実施しようとしている支援が重複していることが分かった場合、マッチングを行っている構成員の判断により、いずれか一方のマッチングを取り下げるよう調整する。 （ブロック内連携と別の支援スキームを共存する。） 別の支援スキームの調整窓口との情報共有体制構築が必要。）</p> <p>また、このことについて、下記 2 ケースで対応方針が分かれるか、検討する。 ケース 1 / 廃棄物部局（災害廃棄物処理に関する支援協定等）が中心の動き ケース 2 / 廃棄物部局以外（知事会、市長会等）が中心の動き</p>

対応方針案

対応方針案

別の支援スキームの例

協定名	九州・山口 9 県における災害廃棄物処理等に係る相互支援協定
支援内容	<p>第 2 条 災害廃棄物の処理に関し支援が可能な県（以下「支援県」という。）が被災し支援を必要とする県（以下「被災県」という。）に対して行う支援の内容は次のとおりとする。</p> <p>一 職員の派遣</p> <p>二 被災県における被災状況の把握や必要な支援の検討及び実施</p> <p>三 仮設トイレの設置業者及びし尿収集運搬業者の情報収集及び支援要請等に係る連絡調整</p> <p>四 災害廃棄物（し尿を除く）の収集運搬業者及び処理業者の情報収集及び支援要請等に係る連絡調整</p> <p>五 被災市町村の仮置場の管理・運営及び災害廃棄物の処理に関する技術的助言</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、被災県が初動対応として特に要請した事項</p> <p>2 前項第 1 号の職員の派遣時に必要となる物資や装備品の調達、宿泊場所の確保については、原則、支援県が行うものとする。</p>
実施例	<p>令和 2 年 7 月豪雨時に、被災県の要請に基づき支援を実施。</p> <p>各県災害廃棄物担当課で支援要請、調整等を行った。</p> <p>①被災県から支援県に連絡</p> <p>②支援県から支援県内の自治体・一部事務組合等に協力要請</p> <p>③被災県から支援県内の自治体・一部事務組合に連絡・調整</p> <p>※③において、被災県が、各自治体等で受入可能な廃棄物の種類、量、性状等を確認し、被災市町村とマッチング。（マッチング後、被災市町村と支援自治体等とで詳細を調整）</p>

協定名	九州 3 指定都市災害廃棄物の処理における相互支援に関する協定
支援内容	<p>第 3 条 即応班は、被災市及び他の支援市と連携し、次の各号に掲げる支援のうち必要なものを実施する。</p> <p>(1) 被災市で生じた災害廃棄物を処理するために必要な範囲での被災状況の把握</p> <p>(2) 被災市で生じた災害廃棄物を処理するために必要な支援の検討及び実施</p> <p>(3) 国、被災市が属する県等への災害廃棄物の処理に係る報告及び連絡</p> <p>(4) 国、地方公共団体、企業、団体等への災害廃棄物の処理における支援の要請及び支援に係る連絡・調整</p> <p>(5) 被災市の災害対策本部等との連絡・調整</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、災害廃棄物の処理における初動対応として被災市が特に要請した事項</p> <p>2 即応班は、支援の実施に伴って得た情報及び実施した支援の内容を被災市及び他の支援市に逐次報告する。</p> <p>3 即応班による支援は、国、地方公共団体、企業、団体等による広域的な支援へ移行するまでの間実施することとし、即応班による支援の終期は、被災市及び支援市が協議して決定する。</p>

(2) ブロック内連携体制について

協議内容②	被災県に参集しない形式での支援の在り方も検討してはどうか。
検討事項	2. 支援を行う構成員が被災県に参集するか。 案 2-1：被災県に参集する。(現行計画どおり。) →【図 1 参照】 案 2-2：被災県に参集しない。(現行計画の「後方支援」に当たる支援のみ。) →【図 2 参照】 ※「広域連携チーム」という呼称の削除も検討

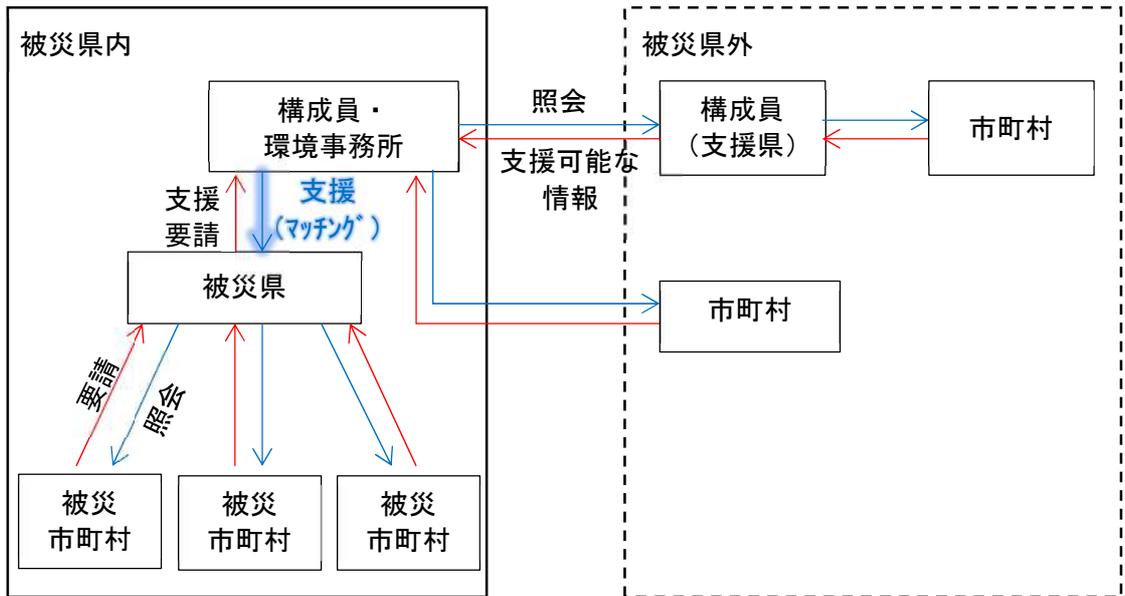


図 1 案 2-1 のイメージ (現行計画)

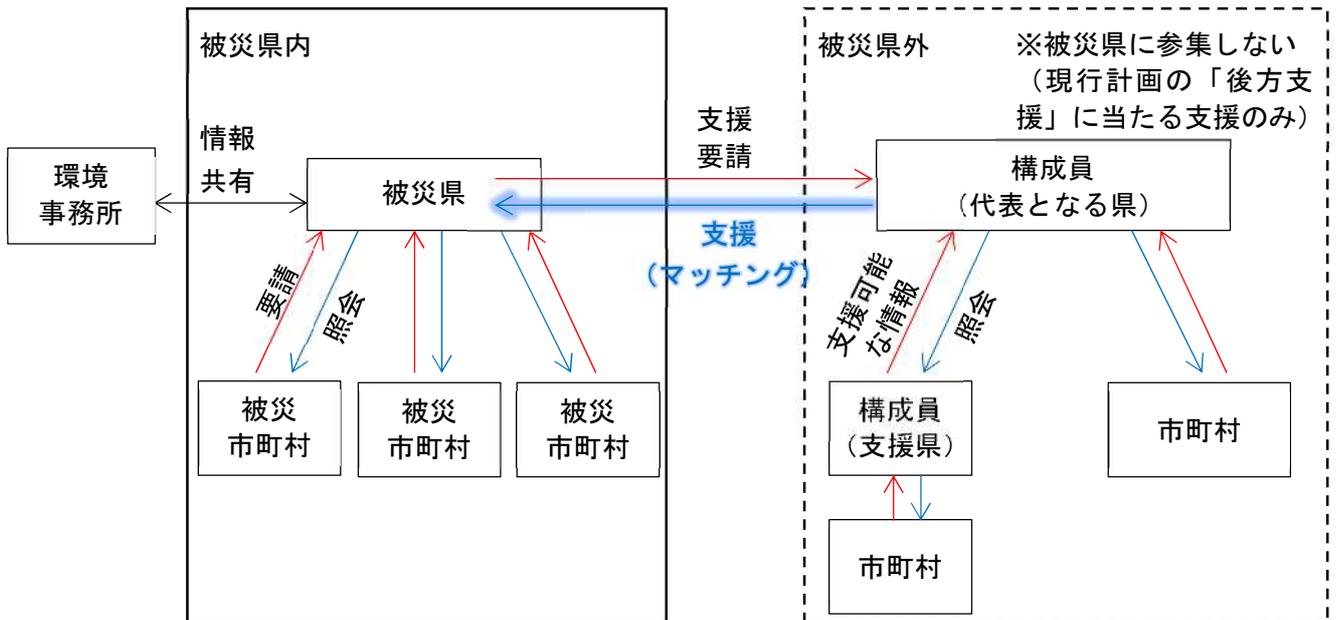


図 2 案 2-2 のイメージ (見直し検討案)

協議内容③	構成員のみによってブロック内連携体制が構築されるようなスキームとしてはどうか。
検討事項	<p>3. いずれの構成員（自治体）が中心となって体制を構築するか。 （以下、「リーダー」と仮称。）</p> <p>案3-1：行動計画にて、中心に対応する構成員の自治体を予め決めておく。 （「幹事県」の設定など、カウンターパート方式）</p> <p>案3-2：災害の状況に応じて九州地方環境事務所から指名・依頼を行う。</p> <p>【確認事項】 支援に当たる構成員の対応の流れの想定（改訂案） → 参考資料：災害廃棄物中部ブロック広域連携計画 第二版</p> <pre> graph TD A[発災] --> B[九州地方環境事務所] A --> C[被災県] B -- "①被害状況の情報を収集" --> C C -- "②ブロック内連携の要否を協議" --> B B -- "ブロック内連携実施の判断" --> D[九州地方環境事務所] C -- "⑧必要とする支援の情報共有" --> E["支援の中心となる構成員(県)"] D -- "③ブロック内連携にて支援に当たることを確認" --> E F["⑨マッチング(④⑦⑧の情報に基づき実施)"] --> E G["④可能な支援に関する情報収集"] --> E H["他の支援県"] -- "⑦可能な支援に関する情報共有" --> E I["県下市町村"] -- "⑤必要に応じ他の支援県にも協力依頼" --> E E -- "⑥可能な支援に関する情報収集" --> J["県下市町村"] K["点線枠内…ブロック内連携"] </pre>

(3) ブロック内連携において取り扱う情報の範囲について

協議内容④	民間事業者の情報まで含めて集約・マッチングを行うか。
検討事項	<p>4. 事業者（団体）による支援の情報の集約、支援・受援のマッチングについて、どのような対応とするか。</p> <p>案 4-1：事業者団体において、事業者の支援に関する情報の集約・マッチングを完結 →【次頁 図3参照】</p> <p>案 4-2：リーダーに事業者（団体）からの支援可能な情報も含めて集約し、ブロック内連携体制のもと、支援・受援のマッチング（現行計画どおり。） →【次頁 図4参照】</p> <p><参考> 行動計画（令和3年度時点改訂案）における当該部分の抜粋</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【各構成員の役割に応じた、取り扱う情報】</p> <p>■被災県</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災市町村の情報 ・被災県内の支援可能市町村の情報 ・被災県内の事業者団体の情報 <p>■支援県</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援県内市町村の情報 ・支援県内の事業者団体の情報 <p>■広域連携チーム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災県に集約された情報 ・支援県に集約された情報 ・九州地方環境事務所、九州地方整備局、沖縄総合事務局、有識者からの情報 <p>【広域連携チームが被災市町村に対して支援のマッチングを行う対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災県内の支援可能市町村による支援 ・被災県内の事業者（団体）による支援 ・支援県及び支援県内市町村による支援 ・支援県内の事業者（団体）による支援 ・九州地方環境事務所、九州地方整備局、沖縄総合事務局、有識者による支援 </div>

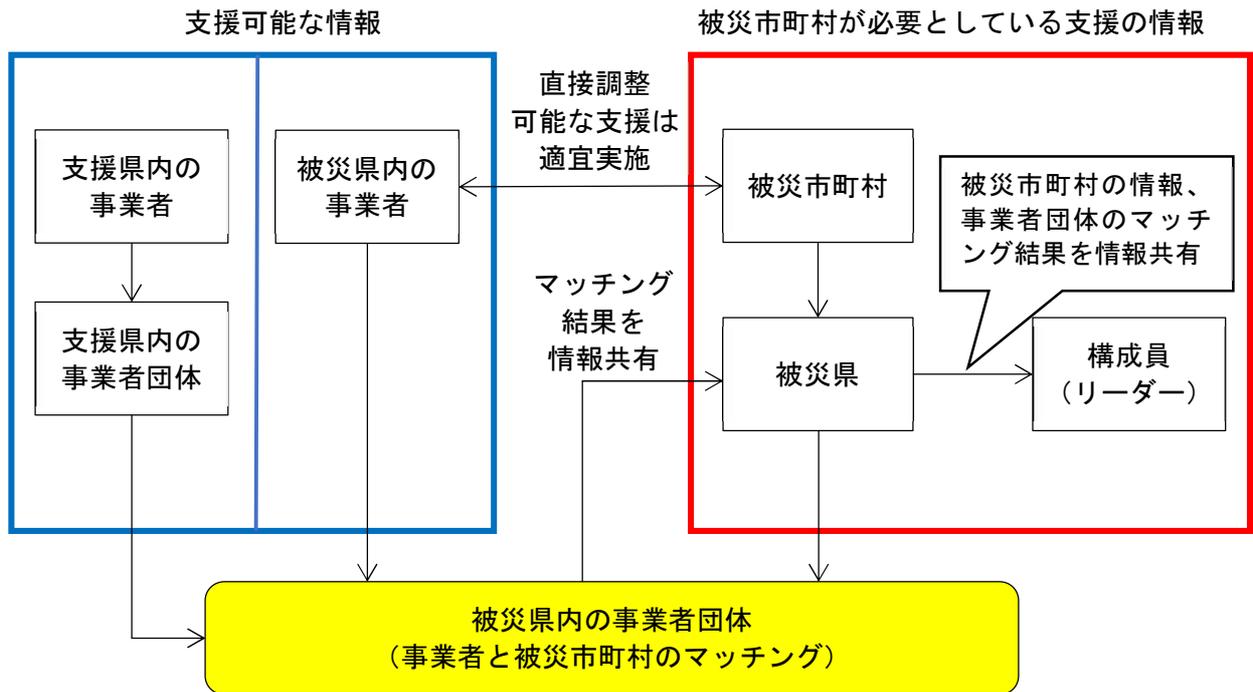


図3 案4-1のイメージ（見直し検討案）

【事業者団体において、事業者の支援に関する情報の集約・マッチングを完結】

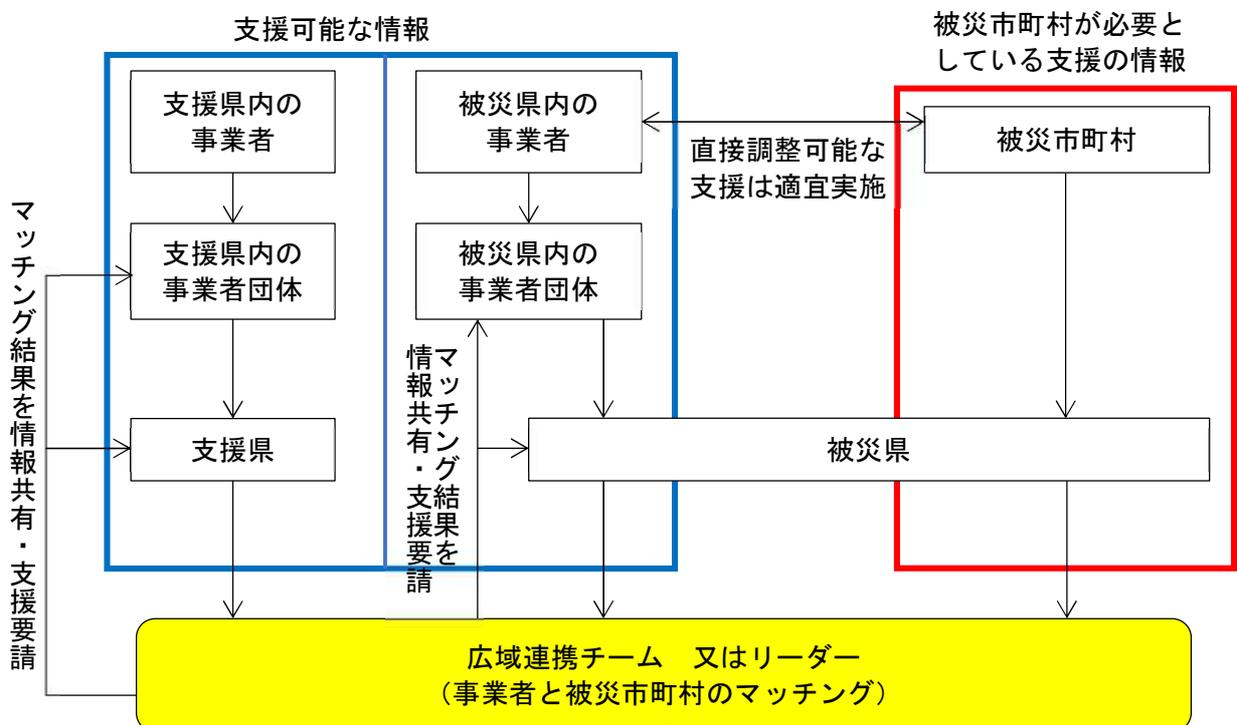
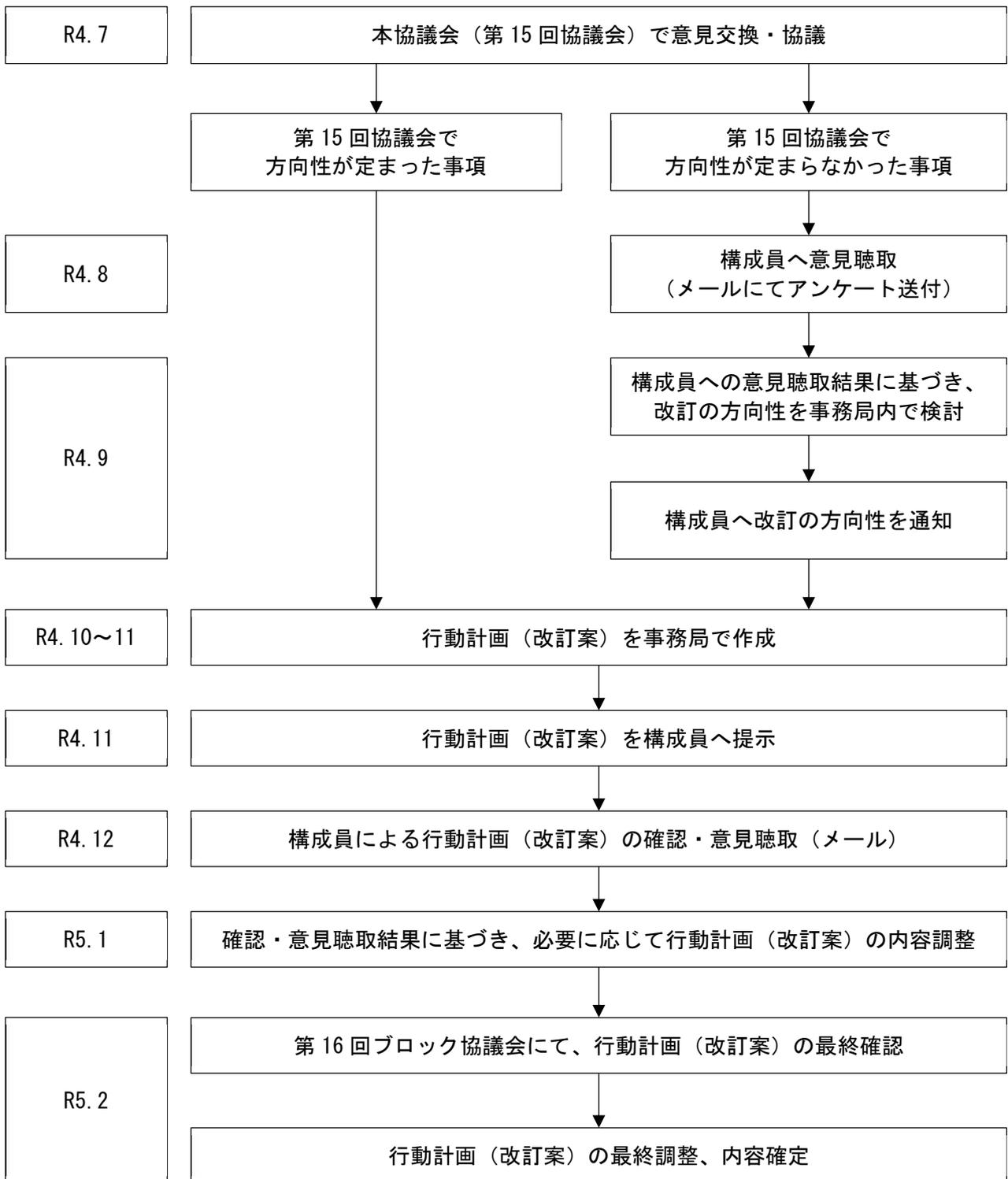


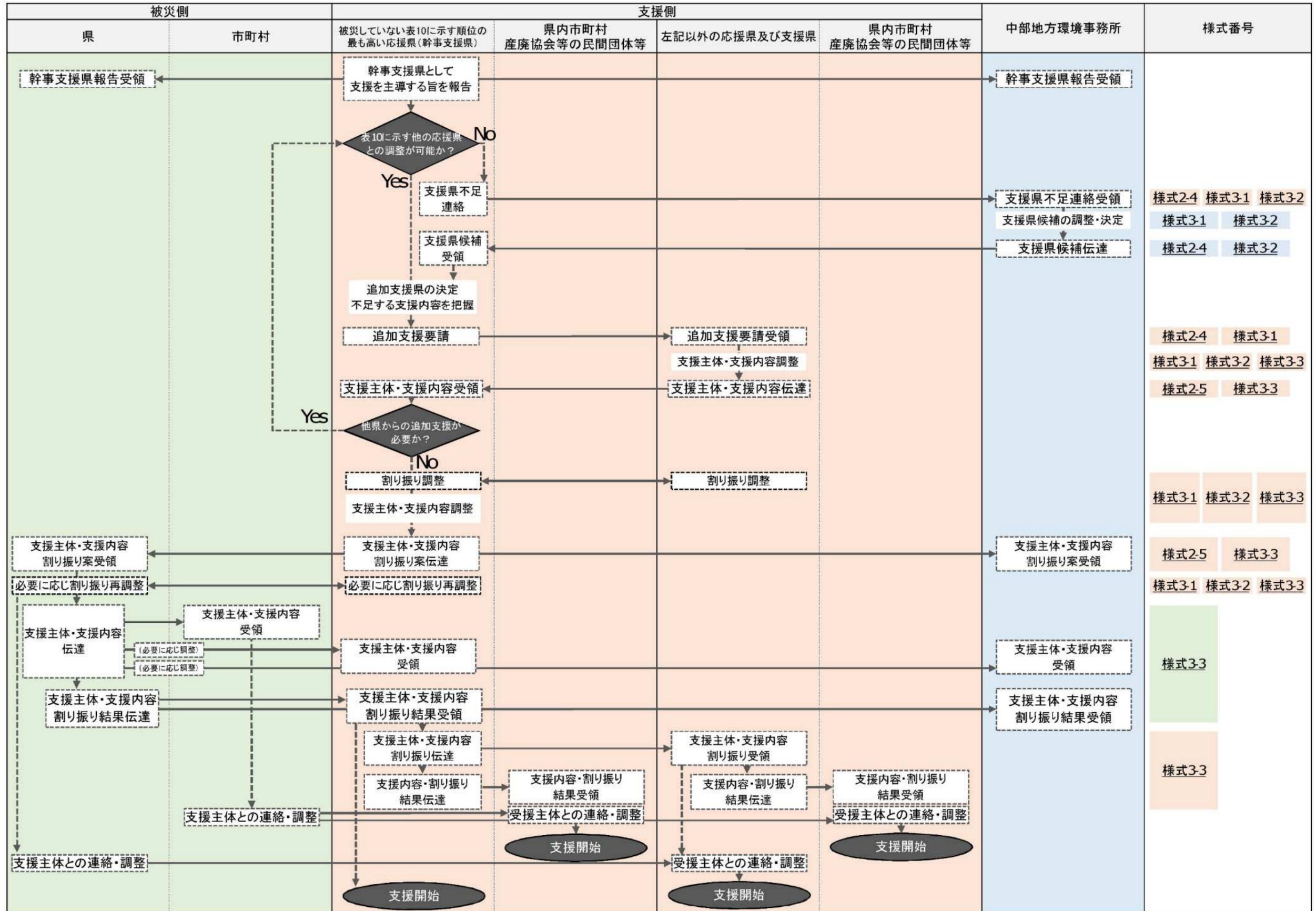
図4 案4-2のイメージ（現行計画）

【広域連携チームに事業者（団体）からの支援可能な情報も含めて集約し、広域連携チームで支援・受援のマッチング】

【今後の進め方（予定）】



例2：人材、資機材の確保 <基本手順（複数の県で支援する場合）>



- 様式2-4 様式3-1 様式3-2
- 様式3-1 様式3-2
- 様式2-4 様式3-2
- 様式2-4 様式3-1
- 様式3-1 様式3-2 様式3-3
- 様式2-5 様式3-3
- 様式3-1 様式3-2 様式3-3
- 様式2-5 様式3-3
- 様式3-1 様式3-2 様式3-3
- 様式3-3
- 様式3-3

例3：既存の処理施設の活用 <基本手順（幹事緊急処理県のみで支援が可能な場合）>

